

京都府物品・役務等電子調達運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、京都府が行う物品又は役務の調達に係るの一般競争入札、指名競争入札、公募見積合わせ及び指名見積合わせ(以下「入札等」という。)を京都府が設置する京都府物品・役務等電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)を使用して行う入札等(以下「電子調達」という。)において、電子調達に参加しようとする者(以下「入札等参加者」という。)が従うべき事項を定めるものとする。

2 電子調達の実施について必要な事項は、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)、京都府物品・役務等電子調達実施要領、入札通知書その他入札・見積条件を示した書面等に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) 入札事務関係職員 契約担当者の命を受けて、電子調達の事務を行う職員をいう。

(IDの付与)

第3条 入札等参加者は、物品又は役務の調達に関する競争入札参加資格を取得することにより、IDが付与される。

(電子調達対象案件)

第4条 電子調達の対象案件は、入札及び公募見積合わせの公告又は指名見積合わせの入札(見積)通知書において、電子調達である旨の記載がある案件とする。

(入札書等の提出方法)

第5条 入札等参加者が行う入札等参加申請書、入札(見積)書、入札(見積)書記載金額の内訳書(以下「内訳書」という。)及び入札等辞退届(以下「入札等関係書類」という。)の提出は、入札等関係書類を電子調達システムに登録することにより行わなければならない。

(入札等の中止)

第6条 入札等参加者は、公告日又は指名見積もり合わせの通知日以降において、入札等の中止を入札事務関係職員から示された案件に対しては、入札等の手続を行ってはならない。

2 前項に規定する案件に対して提出された書類等は無効とする。

(入札等参加申請)

第7条 入札等参加者は、一般競争入札及び公募見積合わせの案件においては、参加申請を行わなければならない。

(一般競争入札の入札参加資格確認通知)

第8条 契約担当者から一般競争入札の参加申請を行った入札等参加者に対する入札参加資格の有無の通知は、入札事務関係職員が一般競争入札参加資格確認通知書を電子調達システムに登録することにより行うものとする。

(指名競争入札、指名見積合わせの参加者の指名通知)

第9条 契約担当者から指名競争入札又は指名見積合わせの参加者に指名された入札等参加者に対する通知は、入札事務関係職員が入札(見積)通知書を電子調達システムに登録することにより行うものとする。

(入札等)

第10条 入札等参加者は、契約担当者が定める期限までに、入札(見積)書に必要事項すべてを記載して提出しなければならない。

2 契約担当者が入札(見積)書記載金額の内訳書(以下「内訳書」という。)を必要とする場合には、入札等参加者は内訳書を提出しなければならない。

3 提出された入札(見積)書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

4 入札等参加者が、次の各号に起因する障害により電子調達システムに情報を登録することができない旨を契約担当者に申告した場合には、契約担当者は、障害の内容と復旧の可否について調査し、短時間での復旧が不可能であり、かつ、複数の入札等参加者が参加不可能であると判断したときに限り、入札(見積)書の提出期限及び開札(開示)日時の変更を行うことができる。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的な停電

(3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

(4) その他入札等参加者に責めがない障害

5 入札等参加者は、契約担当者側に障害が発生したときは、入札事務関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。

6 提出期限を過ぎても入札(見積)書が契約担当者の使用に係る電子調達システムのサーバに未到達であり、かつ、入札等参加者から連絡がない場合には、当該入札等参加者は入札等への参加を辞退したものとみなす。

(内訳書)

第11条 入札等参加者は、内訳書を提出する場合には、次に掲げるファイル形式のいずれかにより提出しなければならない。

(1) jtd形式(一太郎2008で読み取りが可能なものに限る。)

(2) doc形式(Word2010で読み取りが可能なものに限る。)

(3) docx形式(Word2010で読み取りが可能なものに限る。)

- (4) xls 形式 (Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。)
- (5)xlsx 形式 (Excel2010 で読み取りが可能なものに限る。)
- (6) pdf 形式 (Adobe Reader 9 で読み取りが可能なものに限る。)
- (7) jpg 形式
- (8) gif 形式
- (9) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 前項に規定する内訳書のファイルは、次に掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角 70 文字を超えないものであること。
- (3) コンピューターウイルス (以下「ウイルス」という。) に感染していないことを確認したものであること。
- (4) ファイルの圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式により行われたものであること。
この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

3 入札等参加者は、提出した内訳書のファイルがウイルスに感染していることが判明したときは、その再提出の方法について入札事務関係職員と協議するものとする。

4 入札事務関係職員は、契約担当者が定める入札 (見積) 期間が満了したときは、内訳書の内容を確認することができる。

(内訳書の郵送等)

第 12 条 入札等参加者は、第 5 条及び第 11 条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、内訳書を郵送又は持参して提出しなければならない。

- (1) 内訳書のファイルの総容量が 2 メガバイトを超える場合 (契約担当者が特に認める場合を除く)。
- (2) 契約担当者が郵送又は持参による提出を求める場合。

2 入札等参加者は、前項の規定により内訳書を提出するときは、必要書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子調達システムへの登録との併用はできない。

(開札等)

第 13 条 電子調達における開札又は見積書の開示の日時は、契約担当者が定め、電子調達システムに登録した日時を標準とする。

2 契約担当者は、落札又は採用となるべき同価格の入札又は見積をした入札等参加者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子調達システムにおけるくじ機能を用いて、入札 (見積) 書に記録されたくじ入力番号により決まるくじ番号でくじを実施し、落札 (採用) 者を決定するものとする。

(再入札等)

第 14 条 契約担当者は、開札 (開示) の結果、落札 (採用) 者がいない場合に、再度の入札又は見積り合わせ (以下「再入札等」という。) を行おうとするときは、その旨を入札等参加者に通知するものとする。

2 前項の通知は、入札事務関係職員が再入札（見積）通知書を電子調達システムに登録することにより行うものとする。

（再入札等の不調）

第 15 条 契約担当者は、再入札等を行っても落札（採用）者がいないときは、その旨を再入札等参加者に通知するものとする。

2 前項の通知は、入札事務関係職員が入札（見積）不調通知書を電子調達システムに登録することにより行うものとする。

（落札等決定通知）

第 16 条 落札（採用）決定の通知は、入札事務関係職員が落札（採用）決定通知書を電子調達システムに登録することにより行うものとする。

（電子調達システム上の情報の公開）

第 17 条 電子調達システムにおける情報の公開については、入札結果の公開を原則とする。

（ID・パスワードの不正使用）

第 18 条 入札等参加者が ID・パスワードを次の方法により不正に使用等した場合には、当該使用等に係る入札又は見積は無効とする。

- (1) 他人の ID・パスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札等に参加した場合
- (2) その他不正の目的を持って ID・パスワードを使用した場合

（書面による入札等承諾の基準）

第 19 条 紙入札（見積）方式参加承諾願（別記第 1 号様式）を提出した入札等参加者は、第 5 条の規定にかかわらず、契約担当者が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、書面により入札等関係書類を提出することができる。

- (1) 当該案件が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である場合。
- (2) ID・パスワードの忘失により再発行の申請中であるときその他入札等参加者にやむを得ない事由がある場合。
- (3) 入札等関係書類の電子調達システムへの登録を開始した入札等参加者が、以後、書面により入札等関係書類の提出を希望する場合であって、当該入札等参加者の責めに帰さない事由に基づくシステム障害により提出期限内の提出完了が不可能と予測される場合その他入札等参加者にやむを得ない事由があると認められる場合。

（書面による入札等の取扱い）

第 20 条 入札等参加者が書面により入札等関係書類を提出するときは、電子調達システムへの情報の登録を行わないものとする。ただし、すでに行われた電子調達システムに

よる情報の送受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しない。

2 前項の規定により提出する入札等関係書類は、入札事務関係職員の指示に従い作成し、契約担当者が定める期限までに提出しなければならない。ただし、入札（見積）書は、入札（見積）書（別記第2号様式）に必要事項をすべて記入して作成しなければならない。

3 前項但し書きに規定する入札（見積）書の記載内容に不備があるときは、当該入札（見積）書は無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は有効とし、入札事務関係職員は、当該入札（見積）書のくじ入力番号を001として電子調達システムに登録しなければならない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。